

機関内で関連事項を知っていると思われる人の名前と住所を記入してください

氏名	役職	住所	問い合わせ番号

署名(照会者代表):

MARAC に参加する機関は、会議で合意され、会議議事録に記載の行動計画の一部として記録された行動を取ることを約束する。

## 多様性データ

### 民族性

イギリス白人  
アイルランド白人  
他国白人  
アフリカ黒人  
カリブ黒人  
ソマリ人  
他国黒人  
混血 – カリブ黒人と白人  
混血 – アフリカ黒人と白人  
その他混血  
アジア系(指定なし)  
アジア系イギリス人  
インド人  
バングラディッシュ人  
パキスタン人  
中国人  
その他アジア系  
混血 – アジア系白人  
その他の民族  
その他の混血

### 性的指向

レズビアン  
ゲイ  
バイセクシャル  
トランスジェンダー

### 障害

障害者差別法では、障害者を「身体障害または精神障害を持ち、その悪影響が通常の日常活動を実行できないほど大きく、また長期化している人」と定義している。

## 付録 4

### 警察のリスク特定チェックリスト

現状		はい	いいえ
1	最近の事件で負傷しましたか？(まとめに、どのような怪我だったか、加害者から受けた最初の怪我だったか書いてください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	とても怖いですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	何が怖いですか？さらなる傷害や暴力ですか？該当するものにチェックしてください。 殺人:自分/子供/他人 <input type="checkbox"/> さらなる傷害・暴力:自分へ/子供へ/他人へ <input type="checkbox"/> それ以外の危害:自分へ/子供へ/他人へ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	家族や友人から隔離されていると感じますか？(....)はあなたを家族・友人・医者などとは会わないようにしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	落ち込んだ気分であるか、自殺を考えていませんか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	この1年間、(....)から離れている、または離れようとしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	子供と会うことについて争いがありますか？(はいの場合は、担当官の総括の部分で説明してください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	(....)は日常的にあなたにメールや電話や接触をしたり、あとを付けたリストーキングや嫌がらせをしたりしていますか？(はいの場合は、担当官の総括の部分で説明してください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子供・扶養家族(子供や扶養家族がいなければ次に進んでください)		はい	いいえ
9	現在妊娠中ですか？または最近18ヶ月間に出産しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	同居していない子供や連れ子がいますか？他の扶養家族と同居していますか(年老いた親類など)？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	(....)は子供や扶養家族を負傷させたことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	(....)は子供や扶養家族を負傷させると脅したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
家庭内暴力の履歴		はい	いいえ
13	虐待の頻度が増えていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	虐待はひどくなっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	(....)はあなたのやることすべてを管理しようとしますか？非常に嫉妬深いですか？*(名誉を傷付ける暴力やストーキングなどを考え、行動を記載してください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	(....)はあなたを攻撃するために武器や物を使ったことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	(....)はあなたか誰かを殺すと脅したことがありますか？ <u>あなたはそれを信じましたか？</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	(....)はあなたを絞め殺そうとしたり窒息死させようとしてたり溺れさせようとしたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	(....)は性的意味のあることを言ってあなたを不愉快にさせたりあなたや誰かを身体的に傷付けたりしますか？(まとめで誰に何をしたら書いてください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	他に誰かあなたを脅す人やあなたの恐れる人はいますか？*(はいの場合は、誰か書いてください。HBVも考慮してください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	(....)が誰かを怪我させたか知っていますか？子供、兄弟、高齢の親類など。HBVも考慮してください。(まとめに誰か書いてください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	(....)は動物やペットを虐待したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

虐待者		はい	いいえ
23	金銭的問題はありますか？ 例えば、あなたは(....)に金銭的に依存していますか？ 彼らは最近失業しましたか？それ以外の問題はありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	(....)はこの1年間に処方箋や規制医薬品、アルコールまたは精神衛生で問題を抱え、日常生活が困難になったことがありますか？(まとめて詳しく説明してください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	(....)は自殺未遂を起こしたことがあるか、自殺の恐れがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	(....)は今まで保釈条件や禁止命令、またはあなたや子供との面会に際しての合意事項などを破ったことがありますか？ 保釈条件 ー性的虐待・占有禁止命令、子供面会手配、強制結婚防止命令、その他(まとめて記載してください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	(....)がいままで逮捕されたことや、犯罪歴があるかどうか知っていますか？ DV、性暴力、その他の暴力、その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

リスク水準に影響を与えそうなその他の情報が被害者や担当官から出されていませんか？

担当官が被害者・対象者に説明: パートナー機関との情報共有には同意が必要です。当該機関は、本人が情報共有に同意したという証拠なしには、PPD1を受領しません。子供がいる場合は、同意が拒絶されても、情報は共有されます。

同意します  拒否します

**初回レビューとリスクアセスメント(受領後 24 時間以内に Public Protection 担当が完了させる)**

深刻な危害のリスクは Home Office で次のように定義されている。  
「命に関わるか大きな精神的ショックになるリスクで、身体的・精神的に関わらず、回復が非常に難しいか、不可能と思われるもの」

標準的	現在の証拠には深刻な危害につながる可能性を示すものがない
中	深刻な危害のリスクを示す証拠が発見されている。加害者が深刻な危害を与える可能性があるが、薬剤服用の失敗、住居喪失、関係の破綻、薬・アルコールの乱用など、状況の変化がなければ実際に行動に移す可能性は低い。
高	深刻な危害のリスクを示す証拠が発見されている。いつでも起こりうる状態で、影響が非常に深刻なものになると考えられる。

高  中  標準的

家庭内暴力対応スタッフのコメント・DA の根拠 被害者リスクアセスメント 最終リスクアセスメントは上記の定義を元に、自分で専門的判断を下さなければならない。PPD1 も入れてください。	DA 記録が作成された？(高リスクと反復被害のみ) はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	PPD1 は POVA 照会基準に達していますか？ はい <input type="checkbox"/> (VA1 に提出してください) いいえ <input type="checkbox"/>

公衆安全担当官の理由・コメント  
担当官の詳細:                    問い合わせ電話番号:

**公衆安全局から情報通知を受けた機関**

機関名	送付日	機関名	送付日
機関名	送付日	機関名	送付日
機関名	送付日	機関名	送付日

## MARAC 運営原則 (2011 年 10 月更新)

各原則の焦点は被害者の安全であり、発見から情報共有、行動計画から管理まで、あらゆる段階において被害者の安全を考慮しなければならない。被害者がプロセスを通して支援されること、その代理者が MARAC に参加することが、リスク管理、安全性向上および繰り返される虐待の防止に不可欠である。

### 1. 発見

当局と行政サービスはリスク調査を通じて高リスクの被害者を特定し、家庭内暴力が発見されたら安全期間内に専門機関へ照会する。

### 2. MARAC への照会

MARAC 照会基準に適合する高リスク被害者はすべて、安全期間内に幅広い機関から MARAC に照会される。

### 3. 多機関参加

すべての関連機関がしかるべく、かつ一貫して MARAC に参加する。

### 4. 独立した代表者と被害者の支援

すべての高リスク被害者は Independent Domestic Violence Advisor (IDVA) または MARAC プロセス全体でつねに安全を最優先する独立代理人が一貫して支援・代理する。

### 5. 調査と情報共有

MARAC 参加者は案件を調査してリスク識別情報や安全計画に関する情報を共有する。つねに安全と機密性が保たれるように、手続きを遵守する。

### 6. 行動計画

発見されたリスクに対処するための行動計画を作成する。

### 7. 案件数とキャパシティ

MARAC 基準に適合する高リスク被害者全員が地元の MARAC から支援を得られるように、MARAC は十分な照会とキャパシティを確保する。

### 8. 平等

MARAC は全員に対して結果の平等を保証する。

### 9. 運営サポート

一貫した調整と管理で MARAC 業務の効果をサポートする。

### 10. 管理

効率的な管理体制で MARAC の機能、持続性および説明責任を監視する。

この 10 原則と小原則は 2011 年 10 月に更新された。そのため、2012 年 1 月にリソースがすべて更新されるまで、これと一部既存の MARAC 医師リソースには相違点がある。ただし、原則の変更はあくまで明確化を目的とし、CAADA から提供された基本的助言と指針には変更はない。

## 原則 1 : 発見

### 原則は何か？

当局と行政サービスはリスク調査を通じて高リスクの被害者を特定し、家庭内暴力が発見されたら安全期間内に専門機関へ照会する。

小原則		標準
1.1	開示を受けて高リスク被害者を全員特定し、適切な行動を取る。	<p>a. 警察にはすべての隊に適用される方針があり、照会または開示を受けてから 2 営業日以内にリスク査定をしなければならない。</p> <p>b. IDVA サービスの方針では、照会または開示を受けてから 2 営業日以内にリスク査定をしなければならない。</p> <p>c. その他の MARAC パートナーは家庭内暴力の開示に対応し、開示から 2 営業日以内にリスク査定を完了するか専門家サービスに照会しなければならない。</p>
1.2	繰り返し照会のある人は MARAC に照会する。	<p>a. 方針の枠組みがある。</p> <p>b. 機関は MARAC のファイルに目印とタグを付ける。</p> <p>c. 機関は繰り返し照会される案件を発見したら MARAC にフィードバックする。</p>

## 原則 2: MARAC への照会

### 原則は何か？

MARAC 照会基準に適合する高リスク被害者はすべて、安全期間内に幅広い機関から MARAC に照会される。

小原則		標準
2.1	明確な基準を設けて一貫して適用し、適切な照会案件についてすべて MARAC で情報が得られるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 専門家の判断、保険数理士の査定（明らかな高リスクとも呼ばれる）およびエスカレートを多機関参加文書に明記する。</li> <li>b. MARAC への照会は 3 基準すべてを反映する。</li> <li>c. MARAC の基準に適合する多機関の全照会が発表される。</li> <li>d. MARAC は国内指針とともに、他国の MARAC から照会を受けたり照会を出したりする。</li> </ul>
2.2	警察からの照会と他機関からの照会はそれぞれに見合った割合がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 割合は警察と他機関からの照会を反映する。</li> <li>b. すべての照会が MARAC 照会の前に IDVA サービスに直接送られる場合、その割合をモニタリングする。</li> <li>c. 相対的割合は地元警察の報告率を反映する。</li> </ul>
2.3	高リスク案件は会議に合わせた時間枠内に MARAC に照会する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 照会案件は、月次 MARAC では事件後または開示後 6 週間以内に、隔週の MARAC では 4 週間以内に発表されるものとする。</li> </ul>
2.4	安全な場合には、被害者には MARAC への照会について知らせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. これは多機関文書には要件として明記される。</li> <li>b. 安全な場合には、被害者には MARAC への照会について知らせる。</li> </ul>

### 原則 3: 多機関参画

#### 原則は何か？

すべての関連機関がしかるべく、かつ一貫して MARAC に参加する。

小原則		標準
3.1	コア MARAC 機関はすべての会議に参加する。	a. コア MARAC 機関はすべての会議に参加する。警察、IDVA サービス、住宅部門（法的責任）、児童保護 <sup>1</sup> （法的責任）、保護観察、一次診療トラスト、精神衛生・薬物乱用ケアサービス。 b. 指名された代表者が欠席する場合は代理を立てる。 c. 代表者は会議の最初から最後まで、または関係する案件の時に出席する。
3.2	機関の参加はコミュニティのニーズと多様性を反映する。	a. 機関の出席状況を定期的に調査し、ギャップがある場合は対応する。 b. 専門機関 - 黒人、アジア系、少数民族および難民 (BAMER) のコミュニティや、レズビアン、ゲイ、バイセクシャルおよびトランスジェンダー (LGBT) の人々、障害者や男性被害者などに取り組む機関が出席するか、IDVA サービスおよび同等サービスに助言する。
3.3	参加者は情報提供と機関代理としての役割を果たせる。	a. 参加者は関連情報を入手できる。 b. 参加者は機関を代表して決断を下せる。 c. 参加者指名には招待の手続きがある。

<sup>1</sup> 例外は唯一の任務が児童保護の行政サービスである。ここでの最低基準は、案件リストが配布されたときに子供が関与していることが分かっている案件については出席すること。



## 原則 4: 独立した代表者と被害者の支援

### 原則は何か？

すべての高リスク被害者は IDVA または MARAC プロセス全体でつねに安全を最優先する独立代理人が一貫して支援・代理する。

小原則		標準
4.1	高リスク被害者は会議前に適切な支援を受ける。	a. MARAC パートナー全員が知ることができる手続きまたは指針がある。 b. MARAC 照会はすべてそれから 2 日以内に IDVA サービスに照会される。 c. IDVA サービスまたは代替機関は MARAC 会議に先だって積極的に照会者にコンタクトを試みる。
4.2	高リスク被害者は会議中も適切な支援を受ける。	a. 被害者の見解やニーズを代表し、安全性を明確に擁護する。
4.3	安全な場合は、被害者は会議後もアップデートと支援を受ける。	a. MOP または手続き指針で要件として明記する。 b. これは実情に合わせて行う。

## 原則 5: 調査と情報共有

### 原則は何か？

MARAC 参加者は案件を調査してリスク識別情報や安全計画に関する情報を共有する。つねに安全と機密性が保たれるように、手続きを遵守する。

小原則		標準
5.1	機関は MARAC 会議に先立ち一貫して案件調査を進める。	a. MARAC パートナー全員が入手可能な方針の枠組みがある。 b. 機関は MARAC 会議に先立ち一貫して案件調査し会議に情報を提示する。
5.2	関連情報・割合情報を MARAC で共有する。	a. MARAC パートナー全員が入手可能な方針の手引きがある。 b. 関連情報をすべて共有し、情報は鮮度、関連性、割合を保つ。 c. 機密性を確実に保持する。
5.3	機関は機密を保ちながら情報を配信・保管する。	a. MARAC パートナー全員が入手可能な方針の枠組みがある。 b. 機密情報および制限された情報は機密の方法で配布する。 c. 機密情報および制限された情報は機密の方法で保管する。

## 原則 6: 行動計画

### 原則は何か？

発見されたリスクに対処するための行動計画を作成する。

小原則		標準
6.1	関連リスクをすべて会議で特定する。	a. 共有情報、被害者のリスクを元に、影響を受ける人を含めてその他弱者および専門家を特定する。
6.2	行動計画は特定されたリスクを反映し、安全に対応する。	a. 被害者は支援機関と接触する。案件でない場合は MARAC に情報を上げ、行動計画策定でそれを反映する。 b. 行動は具体的かつ会議で特定された被害者、その他弱者および専門家のリスクに関連する。 c. 行動はリスクに合わせて期限を決める。 d. 必要なら共同作業を指定する。 e. 行動計画の主眼点は被害者および特定パーティの安全である。 f. リスクが特定されたが行動が現実的でない場合は、それを特定して記録する。
6.3	行動計画を実施する。	a. 行動は決められた時間内に完了する。 b. 行動が完了しなかった場合、それを記録して理由を注記する。

## 原則 7: 案件数とキャパシティ

### 原則は何か？

MARAC 基準に適合する高リスク被害者全員が地元の MARAC から支援を得られるように、MARAC は十分な照会とキャパシティを確保する。

小原則		標準
7.1	照会案件数は現地人口を反映する。	a. CAADA 推奨数の 80%以上。
7.2	MARAC 案件をすべて独自に代理できるだけのキャパシティがある。	a. IDVA のキャパシティは現在の照会数支援に必要な分の 80%、照会数は CAADA 推奨数の 50%以上。 b. MARAC を支援する専門サービスが複数ある場合は、共同作業規約がある。
7.3	MARAC に管理のキャパシティがある。	a. 現在の照会案件数に対する推奨管理キャパシティの 75%以上、または b. 9.2 および 9.3 の 50%を満たす。

## 原則 8: 平等

### 原則は何か？

MARAC は全員に対して結果の平等を保証する。

小原則		標準
8.1	照会は現地の多様性を反映する。	a. 照会のパーセンテージは次のグループの現地人口状況または国内平均を反映する。 <sup>2</sup> i. BAMER ii. LGBT コミュニティ iii. 障害者 iv. 男女別性別 b. 不平等性の分析・対策の証跡を MARAC に提出。
8.2	MARAC は個々の案件の平等性について適切な措置を取る。	a. 実際に行動に移す際に、行動計画は多様なニーズに対応する。

<sup>2</sup> 公共部門の公平性の義務には、9 個の「保護される特徴」がある。それは、年齢、障害、性別適合手術、婚姻・同性結婚、妊娠出産、人種、宗教信条、性別、および性的指向、である。現時点では CAADA MARAC データ書式はこのうちの 4 グループのデータのみを集めている。結果的に、これらのグループは本原則の中で特定されたものであるが、我々はこの作業では上記 9 グループすべてを反映する方がよいと考える。

## 原則 9: 運営サポート

### 原則は何か？

一貫した調整と管理で MARAC 業務の効果をサポートする。

小原則		標準
9.1	MARAC を効果的に調整する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 調整責任者がつねに任命されている。</li> <li>b. MARAC 代表者はすべて招待の手続きを経ている。</li> <li>c. MARAC への意識と関与を促進している。</li> <li>d. 業績管理情報を照合して少なくとも四半期に 1 回運営グループに報告する。</li> </ul>
9.2	MARAC を効果的に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 管理責任者がつねに任命されている。</li> <li>b. 案件リスト・アジェンダが指定通り配布される。</li> <li>c. 議事録が正確で目的に合っている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 書式を入手可能。</li> <li>ii. 事実と意見の区別。</li> <li>iii. 被害者、加害者、その他影響を受ける人の情報。</li> <li>iv. 行動計画を記録する。</li> <li>v. 会議について正確に記述する。</li> </ul> </li> <li>d. 行動を追跡する。</li> </ul>
9.3	MARAC のデータを継続的に記録し、照合して現地レベル・国レベルで報告する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 次の MARAC データを一貫して記録する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 案件数。</li> <li>ii. 反復率。</li> <li>iii. 家庭内の児童数。</li> <li>iv. 照会者の分類。</li> <li>v. 案件の多様性（BAMER、LGBT、障害者、男性被害者など）</li> </ul> </li> <li>b. MARAC データ報告書を現地で照合する。</li> <li>c. MARAC データ書式を四半期に 1 回 CAADA に提出する。</li> </ul>

## 原則 10: 管理

### 原則は何か？

効率的な管理体制で MARAC の機能、持続性および説明責任を監視する。

小原則		標準
10.1	MARAC の業績管理責任を負うグループが特定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 特定グループがあり、照会条件が反映されている。</li> <li>b. 当該グループは少なくとも四半期に 1 回会合を開く。</li> <li>c. MARAC は最低でも常設のアジェンダ項目である。</li> </ul>
10.2	定期的に効果的な業績管理が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 業績を四半期ベースでモニタリングする。</li> <li>b. 次のように明確に規定された基準がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 案件数。</li> <li>ii. 照会者の分類。</li> <li>iii. 反復率。</li> <li>iv. 機関の出席状況。</li> <li>v. 照会が現地人口の多様性を反映していること（8.1 参照）。</li> <li>vi. 調査完了・調査品質</li> <li>vii. 情報共有</li> <li>viii. 行動計画の実行。</li> </ul> </li> <li>c. 問題に対応する形で行動を取り、成果をモニタリングする。</li> <li>d. 解決できない問題は段階を上げる。</li> <li>e. MARAC は地元の戦略において戦略的に優先される。</li> </ul>
10.3	MARAC の目的に合わせて MARAC 運営指針（MOP）がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. MOP – またはその他の手続き指針がある。</li> <li>b. 網羅的である。</li> <li>c. 2 年ごとに見直される。</li> <li>d. 全出席者が署名する。</li> </ul>
10.4	MARAC の目的に合わせて情報共有規約（ISP）がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. MARAC 固有の ISP がある。</li> <li>b. 網羅的である。</li> <li>c. 2 年ごとに見直される。</li> <li>d. 全出席者が署名する。</li> </ul>



## MARAC 会議中・後の情報開示 よくある質問

この FAQ は新たに設立された MARAC で、MARAC メンバーが情報共有に関して抱きがちな懸念について指針を示すものである。本文書は法律に関する助言ではない。情報共有に関してはケースバイケースで判断しなければならないので、開示してよいか疑問がある場合は、具体的な法的助言を受けた方がよい。

この FAQ では、情報共有に関して所有者である個人（被害者、被害者の子供、加害容疑者）から同意が得られていないと仮定する<sup>1</sup>。実際的には、安全な場合には可能な限り同意を得るようにすべきだが、医師は個人の安全を守るためには MARAC メンバーとの情報共有が必要か、法的に許されるかどうか、個々人で判断しなければならない。

同意が得られていない場合でも、開示はデータ保護法（DPA）、人権法（HRA）およびカルディコット指針<sup>2</sup>により可能である。開示の判断は次の基準に沿うものとする。

- ケースバイケースで下すこと。
- 開示の必要性があるかどうかを根拠とすること。
- 情報開示の範囲が個人または家族への危害のリスクの度合いに見合っていること。
- 開示の判断の時に、なぜ開示が必要か（どのようなリスクが存在するか、など）、どの情報を開示するか、受領側の開示情報の使用に関してどのような制限があるか、などを適切に文書化すること<sup>3</sup>。

### 1. MARAC 会議中・後の情報開示を支配する主要な法律・指針は何か？

- データ保護法（DPA）
- コモンローの守秘義務
- 人権法（HRA）
- カルディコット指針（指針）（ただしこれはあくまで指針であり、指針や DPA、HRA の間で競合する場合は法律の方が優先される）

<sup>1</sup> 情報には、氏名、生年月日、住所、前科、精神衛生問題、および、家庭内暴力被害者、その子供や加害者の個人的状況などが含まれる。

<sup>2</sup> 機関によってはその機関に特有の他の法律の方を好む場合がある。例えば警察は 1998 年犯罪及び秩序違反法を参照するかもしれない。

<sup>3</sup> 開示の判断は、関連するケースを議論中の MARAC 会議に出席している機関が下すこともある。



## 2. MARAC 会議中・後の情報開示を支配する基本原則は何か？

- 開示が必要かつリスクに見合ったものであること。次を考慮する。
  - 犯罪の防止・発見。人命や子供の保護など。
  - 公共の利益。
  - 生存権、および非人道的・侮辱的な扱いならびに虐待を受けない権利。
  - 秘密の相談、助言および支援が実施できること。
- 開示の判断を適切に文書化すること。
  - 開示判断の根拠。
  - 開示の範囲（できる限り狭くする）。
  - 開示情報の使用制限。

## 3. MARAC 会議中および後に議論される個人情報誰のものか？

- 被害者<sup>4</sup>
- 子供
- 加害者（容疑者）、および、リスクに応じて加害者の家族や知人

ただし、開示のレベルは色々変えるのが適切で、いかなる場合でもリスクの度合いに見合ったものでなければならない。

## 4. データ対象者が同意しない場合どうなる？

個人は厳格な照会プロセスを経て MARAC に照会される。同意に関しては多くの場合、例えば、被害者が同意したことが加害者に気付かれた場合、被害者にさらなる危害が及ぶ可能性がある。

同意が得られない場合でも、データ対象者の情報は MARAC で議論できる。情報開示の判断は、同意があるかどうかには依存すべきではない。情報開示の判断は上記 2 の原則に基づくものとする。

## 5. MARAC メンバーはいつ他の MARAC メンバーに情報開示できる？

MARAC 会議に持ち込まれる案件は、すべて下記の基準を満たすよう、照会には厳格なプロセス

<sup>4</sup> 被害者と見なすかどうかは状況に応じるものとする。例えば、「被害者」という言葉には、ある人が新しいパートナーを得たが、その人は以前 MARAC で以前のパートナーに対する家庭内暴力の加害者として議論された者で、その人はその事実をまだ知らず、家庭内暴力のリスクにさらされている場合なども含意される。安全計画に直接含まれる他の家族構成員も含まれる。



が求められる。

#### データ保護法

個人または家族への犯罪を防止するために同じ MARAC のメンバーへの開示が必要な場合は、DPA による犯罪防止の例外規定を適用できる。犯罪のリスクは本当のリスクか、または可能性の高いリスクでなければならない。

#### コモンローの守秘義務

情報提供者が情報を機密に扱うよう期待するのが合理的な状況で情報が提供された場合、守秘義務が発生する。明確な守秘義務が存在する場合、当該情報は同意がある場合、法律の強制がある場合または公共の利益が優先される場合のみ、「第三者」に提供できる。

#### 人権法

同じ MARAC のメンバーへの情報開示は、次の場合には HRA に準拠する。

- (a) 当該情報開示が犯罪防止、推定被害者の健康や安全、家庭内暴力被害者やその子供の権利や自由を保護するために実施される場合。
- (b) 上記 (a) のために情報開示が必要で、情報開示の範囲が当該目的に必要な範囲に制限される場合。
- (c) DPA やカルディコット指針を含めて、すべての適用法規定に準拠する場合。

#### カルディコット指針

個人が情報の使用に同意しなかった場合、当該個人の要望は例外的状況を除き尊重すべきである。例外的状況としては、公衆衛生や患者・その他の個人に対して深刻なリスクがある場合、または重大犯罪の防止、発見または告発のため、などがある。

MARAC 会議はもっとも深刻な家庭内暴力として告発された案件またはそれが疑われる案件を話し合う会議なので、そこで検討される案件はカルディコット指針における例外的状況を構成することが多い。ただし、案件はそれぞれの状況を勘案して、個別に検討しなければならない。医師は、カルディコット指針が法律ではなく、DPA、HRA およびコモンローがつねに優先することを認識する。法律とコモンローとの間で衝突がある場合、法律が優先される。

例えば、女性が A&E を頻繁に訪れるという事実は、当該事実が加害容疑者の家庭内暴力の直接



または間接的結果であるという情報を別機関が MARAC に持ち込まない限り、MARAC では開示できない。

## 6. 会議ではどのような情報が開示できるか？

開示される情報はセクション 3 に示したデータ対象者に関するもので、次の範囲を含む。

- 氏名、生年月日、住所、別名および性別
- 接触、面会、目撃、電話などに関する最新情報。ある住所に住んでいて A&E や健康診断などに参加した人で、面会予約の出席者または非出席者を含む。
- 態度、挙動、行動などの最新情報
- 裁判所命令、禁止命令、保釈条件、その他の法的問題
- 前科、家族や交友関係の前歴、考慮されるその他の安全オプション、重大な乱用の問題など、関連する履歴情報
- その他、被害者やデータ対象者の直面するリスクに関する情報

## 7. 情報はどのように使用されるか？

7.1 共有される情報は MARAC 会議で成人被害者や子供を守るための独自の安全計画を作成するために使用される。機関スタッフ、近隣住民または同僚など、それに加害者本人の直面するリスクが対象となることもある。

7.2 情報の使用方法に関する判断は会議内で必ず取り上げる。ここでは会議参加者による使用と MARAC 会議に参加しない者の使用の両方を取り扱う。

## 8. 加害者には会議と安全計画に関して知らされる？

8.1 いいえ。加害者に安全計画を知らせることは MARAC 会議の主旨に反する。ほとんどの地域では、警察が住所を把握している場合、被害者に対して当該案件はリスクが高いため MARAC 会議で検討されることを文書で通知する。加害者は会議が行われていることに気付くかも知れないが、安全計画については知らせるべきではない。

8.2 会議出席者は細心の注意を払って加害者に安全計画のいかなる部分も知られないようにする。

## 9. MARAC メンバーによる開示情報の使用は DPA、HRA、コモンローおよび指針に準拠する？

### データ保護法

はい。ただし問 5 の事項がすべて考慮されることを前提とする。

人権法

問 5 に同じ。

コモンローの守秘義務

問 5 に同じ。

カルディコット指針

問 5 に同じ。

10. MARAC 組織外の団体への開示はいつできる？

データ保護法

この領域はより微妙だが、考慮すべき点は問 5 とだいたい同じである。犯罪のリスクは本当のリスクか可能性の高いリスクでなければならない。特定（名前の分かっている）個人または家族に対する犯罪リスクが本当にある場合、データ保護法では犯罪防止を目的として、必要最低限の情報を MARAC 機関から MARAC に参加していない機関へ開示することが許される。

場合によっては、被害者の安全計画を効果的に実施するために、MARAC 情報共有規約に署名していない人にある特定の事実を知らせる必要がある。

例えば、加害者の氏名を門番や運動場の用務員に知らせて加害者が特定の施設に入るのを認めないようにすることができるが、その際なぜ加害者が当該施設への進入が禁止されるのかを伝えるべきではない。

またある状況では、家庭内暴力の加害者や被害者が別の地域に引っ越す場合がある。例えば、女性への暴力行為の前歴がある男 A が近所に引っ越してきたという事実は、特定の女性または家族へのリスクが存在しない限り開示できない。A が別の弱い立場の女性と関係を持つか、彼女と一緒に引っ越した場合、A の前科に関する情報は開示可能な情報になる。加害者・被害者が転居した場合の MARAC 同士の情報共有に関しては問 11 を参照のこと。

人権法

現地の MARAC から MARAC の枠組みに参加していない個人への開示は HRA では禁止されてい